

意見書

年 月 日

北海道知事 様

(住所、所在地)

(氏名、団体の場合は団体名及び代表者名)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。

なお、うら面の意見書の内容については、同条第3項の規定により、縦覧されることを了承します。

--- <注意事項> ---

- 1 この意見の内容については、同法第8条第3項の規定に基づき、意見の概要が公告されるとともに、うら面の意見書を縦覧に供します。(ただし、意見の内容が公序良俗に反するようなものは除きます。)

なお、このおもて面は同法第8条第3項の規定による縦覧には供しませんので、必ず住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名を記入してください。

住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名の記載がないものは、無効として取り扱います。

- 2 この意見の内容については、同法第8条第2項の規定により、「大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」となっており、それ以外の事項の意見の提出はできませんので御注意ください。

また、意見の提出期限を過ぎた意見書は受理できませんので御注意ください。

- 3 意見の提出先は、該当する大規模小売店舗の所在地の総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課となりますので、御不明の点等については、総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の住所	
意見の対象となる生活環境 保持のために配慮すべき事 項	
意 見	